

令和6年4月1日
岡事指第2233号

市内介護保険事業者各位

岡山市保健福祉局長

介護保険法に基づき条例で規定された介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定による「岡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（以下「基準条例」という。）については、岡山市条例第27号をもって、平成30年3月20日に公布され、平成30年4月1日から施行されています。条例の内容としては、厚生労働省令で定めている基準を基本としていますが、本市が独自に定めた基準が含まれていますので、その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「基準条例」の運用に当たっては、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）の運用のために発出された「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成30年3月22日付け老老発0322第1号。以下「基準省令解釈通知」という。）並びにその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用するので、これらを踏まえて、介護医療院は、適正な事業運営をすること。

なお、基準省令解釈通知中「基準省令」は、別表により「基準条例」の条文に読み替えるものとする。

2 本市独自基準についての運用

「基準条例」において本市独自に規定した基準等については、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、介護医療院は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙・[令和6年4月1日一部改正](#))

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に係る
独自基準の運用について

第1 基準条例の性格及び総論

基準省令解釈通知中「第1 基準省令の性格」とあるのは「第1 基準条例の性格及び総論」と読み替え，第1の5の次に次の内容を加える。

6 一般原則（基準条例第3条）

暴力団員の排除

介護保険事業により暴力団の活動を助長し，又は暴力団の運営に資することのないよう，介護医療院の開設者の役員及び当該施設を管理する者（以下「役員等」という。）は，暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため，本市においては，介護医療院の開設許可を受けようとする者は申請書に，役員等の変更に伴うものは変更届に，役員等が暴力団員でない旨の誓約書を添付して提出しなければならないこととする。

7 基本方針（基準条例第4条）

(1) 地域包括支援センターとの連携（第3項及び第6項）

地域包括ケアシステムでは，地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから，介護医療院は，地域における包括的な支援に向けて，地域包括支援センターとの連携を強化することとしたものである。

介護医療院は，地域包括支援センターから求めがあった場合には，地域ケア会議に参加し，又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力すること。なお，地域ケア会議に参加した場合は，専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

(2) 人権の擁護及び虐待の防止等（第4項）

介護医療院は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者（以下「虐待防止責任者」という。）を選任すること。

第2 施設及び設備に関する基準

1 施設に関する基準（基準条例第6条）

基準省令解釈通知第4の2の(1)の②中へは次のへのおり読み替え，ヌをヲとし，リの次に次のヌ及びルの内容を加える。

へ 浴室（基準条例第6条第2項第3号）

- a 浴室には、浴槽を1つとし、原則として、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、入所者等が一の脱衣室を利用している際は、他の入所者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。
- b 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られており、廊下又は広間に直接面して設けていること。
- c 浴室及び脱衣室の扉が、カーテンなどで仕切られているものは認められず、プライバシーの確保を前提にした上で、入所者の安全に配慮した適切な素材を用いなければならない。ただし、入所者へのサービス提供上必要と市長が認める場合は、この限りでない。
- d 入浴に全面的な介助を必要とする者に必要な特別浴室については、その出入りに当たってストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮すること。

ヌ 食堂（同項第2号）

療養室のある階ごとの食堂の面積は、1平方メートルに当該階に設ける療養室の定員の合計数を乗じて得た面積以上でなければならない。ただし、当該階に設ける療養室の定員の合計数が5人以下の場合で、入所者の食堂への往来に支障がない場合には、当該階に食堂を設けないことができる。

ル 便所（同項第6号）

便所の扉は、カーテンなどで仕切られているものは認められず、プライバシーの確保を前提にした上で、入所者の安全に配慮した適切な素材を用いなければならない。ただし、入所者へのサービス提供上必要と市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 経過措置（基準条例附則第5条から第7条まで、及び第11条から第13条まで）
基準省令解釈通知第4の4の(6)の次に次の(7)から(9)までの内容を加える。

(7) 食堂の位置等に関する経過措置

- ① 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の食堂（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、基準条例第6条第2項第2号イ（食堂の位置及び各階ごとの面積）の規定は、適用しないこととした（基準条例附則第5条）。
- ② 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を

開設した場合における当該介護医療院の食堂（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、基準条例第6条第2項第2号イ（食堂の位置及び各階ごとの面積）の規定は、適用しないこととした（基準条例附則第11条）。

(8) 浴室に関する経過措置

- ① 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、第6条第2項第3号又は第46条第2項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとした。
 - (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
(基準条例附則第6条)
- ② 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の浴室（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、第6条第2項第3号又は第46条第2項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとした。
 - (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
(基準条例附則第12条)

(9) 便所に関する経過措置

- ① 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の便所（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、第6条第2項第6号の規定にかかわらず、身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
(基準条例附則第7条)
- ② 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の便所（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分にあるものを除く。）については、第6条第2項第6号の規定にかかわらず、身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
(基準条例附則第13条)

第3 運営に関する基準

1 基準省令解釈通知第5の運営に関する基準中、各記録の保存期間に関する記載について、「2年間」とあるのは「その完結の日から5年間」と読み替える。

2 介護医療院サービスの取扱方針（基準条例第17条）

基準省令解釈通知第5の11の(5)の次に次の内容を加える。

(6) サービスの質の評価（基準条例第17条第7項）

提供された介護医療院サービスについては、目標達成の度合い及びその効果等や入所者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

なお、外部評価機関については、現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限らない。外部評価結果の公表については、入所者及び入所者の家族へ提供するほか、施設内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、インターネットを活用する方法などが考えられる。

3 管理者による管理（基準条例第27条）

基準省令解釈通知第5の21に次の内容を加える。

同条第2項は、介護医療院の管理者は医師とし、在任中の死亡などやむを得ない理由により介護医療院の管理者に医師を充てることが困難な場合においては医師以外の者とするができることとしたものである。

医師以外の者を介護医療院の管理者とする場合は、その者の実績等から、介護医療院を適切に管理運営する能力を有すると認められる者であって、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者を充てること。この場合において、医師以外の者を管理者とすることは、やむを得ない理由により一時的な措置として認めているものであり、介護医療院の開設者は、介護医療院が入所者に必要な医療を提供するものであることに鑑み、速やかに、医師に当該施設の管理を行わせることができるよう所要の措置を講じなければならない。

4 運営規程（基準条例第30条）

基準省令解釈通知第5の24中本文は次の24のとおり読み替え、(5)のaを削り、

bをaとし、(5)を(6)とし、(3)の次に次の内容を加える。

24 運営規程（基準条例第30条）

基準条例第30条は、介護医療院の適正な運営及び入所者に対する適切な介護保健施設サービスの提供を確保するため、同条第1号から第12号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを介護医療院ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意すること。

(4) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続（第8号）

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくこと。

(5) 虐待の防止のための措置に関する事項（第9号）

介護医療院は、入所者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

5 勤務体制の確保等（基準条例第31条）

基準省令解釈通知第5の25の(1)は次の(1)のとおり読み替え、(5)の次に次の(6)の内容を加える。

(1) 勤務の体制等の記録（第1項）

介護医療院ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にすること。

また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

(6) 研修の実施及び人材育成（第3項及び第5項）

介護医療院の従業者の質の向上を図るために作成する「研修計画」は、当該施設における従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。なお、当該研修には、高齢者の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また、作成した研修計画に従い、当該施設内で研修を実施するとともに、研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

6 非常災害対策（基準条例第33条）

基準省令解釈通知第5の27の(3)に次の内容を加える。

また、介護医療院は、当該施設の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該施設における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示するものである。

介護医療院は、非常災害時には、当該施設の入所者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等、当該施設において可能な限り、援護が必要となった者への支援協力を努めるものである。

7 基準省令解釈通知第5の39の次に次の内容を加える。

40 相談及び援助（基準条例第24条第2項）

成年後見制度は、さまざまな障害により判断能力が十分でない者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が本人に代わり行うことにより、このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

介護医療院は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（入所者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、入所者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を入所者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、入所者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

第4 ユニット型介護医療院

1 基本方針（基準条例第45条）

基準省令解釈通知第6の2に次の内容を加える。

なお、地域包括支援センターとの連携等については、介護医療院の場合と同趣旨であるため、第1の7を参照すること。

2 設備の基準（基準条例第46条）

基準省令解釈通知第6の3の(7)及び(8)は次のとおり読み替える。

(7) 浴室（第2項第2号）

介護医療院の場合と同趣旨であるため、第2の1のへ及び2の(8)を参照すること。

(8) 廊下（第4項第6号）

ユニット型介護医療院にあつては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

このほか、ユニット型介護医療院の廊下の幅については、基準省令解釈通知第4の3の(5)を準用する。

3 介護医療院サービスの取扱方針（基準条例第48条）

基準省令解釈通知第6の5の(6)の次に次の内容を加える。

(7) サービスの質の評価（基準条例第48条第9項）

介護医療院の場合と同趣旨であるため、第3の2を参照すること。

4 運営規程（基準条例第52条）

基準省令解釈通知第6の9中(2)は次のとおり読み替える。

(2) 基準省令解釈通知第5の24の(1)から(5)までは、ユニット型介護医療院について準用する。

5 勤務体制の確保等（基準条例第53条）

基準省令解釈通知第6の10中(4)を(6)とし、(3)の次に次の内容を加える。

(4) 勤務の体制等の記録（第1項）

介護医療院の場合と同趣旨であるため、第3の5の(1)を参照すること。

(5) 研修の実施及び人材育成（第4項及び第6項）

介護医療院の場合と同趣旨であるため、第3の5の(6)を参照すること。

6 準用規定の留意事項

基準条例第55条の規定により、基準条例第24条（相談及び援助）、第27条（管理者による管理）及び第33条（非常災害対策）の規定は、ユニット型介護医療院について準用されているため、第3の3及び6から7までを参照すること。